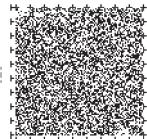


第5章 社会福祉協議会の取り組み

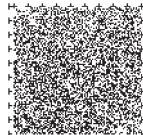


第1節 取り組みの体系

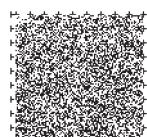
社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核団体として、地域の皆さんと共に、地域に根ざした活動を展開していきます。

この章では、市民に「社会福祉協議会がどのような福祉のまちづくりを目指していくのか?」を明らかにし、「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち ハ女」を共通の基本理念として掲げ、施策体系を共有しながら、地域福祉を推進します。

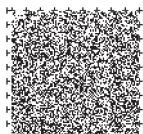
基本目標	取り組みの内容	取り組みのキーワード	事業・活動
基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり	(1)支援の情報をわかりやすく伝える	①広報の充実	○やめ社協だよりの発行 ○ホームページの活用 ○パンフレットの活用 ○FMハ女や報道機関の活用
		②地域の場の活用	○地域の様々な場での情報提供
		③地域人材との連携	○きめ細かい情報提供 ○民生委員児童委員連絡協議会との連携
	(2)身近で気軽な相談支援をすすめる	①総合相談、地域への訪問相談	○必要な人が気軽に利用できる雰囲気づくり ○地域に出向いた相談支援や情報提供
	(3)相談支援の専門性や利便性を向上させる	①専門性の向上	○相談支援体制の充実



基本目標	取り組みの内容	取り組みのキーワード	事業・活動
連携した支援ができる体制づくり 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり	(1)福祉サービスの量や質の充実を図る	①利用者・家族支援	○在宅福祉サービスの実施に伴う福祉課題の把握や解決 ○特別養護老人ホーム運営事業 ○授産所麻生園運営事業
		②地域課題把握と地域支援	○生活支援体制整備事業の実施
		③権利擁護の充実	○日常生活自立支援事業（ハ女あんしんサポート事業）の推進 ○法人後見支援事業の検討 ○苦情相談窓口の充実
		④新たなニーズの発掘・支援	○ハ女市社会福祉法人連絡会との連携
	(2)連携しながら相談支援をすすめる	①福祉総合相談と連携	○福祉総合相談センター事業の実施 ○地域包括支援センターとの連携 ○福祉資金貸付相談の受付
		②分野横断的連携	○家計相談支援事業の実施（生活困窮者自立支援事業）
	(3)連携した支援体制の充実を図る	①地域を基盤とした福祉的活動の支援体制	○地域公益事業の推進
	(1)隣近所等での身近な助け合いをすすめる	①啓発と福祉組織の支援	○会議やサロン等の場での「見守り」「支えあい」「社会参加」等の啓発 ○やめ社協だよりやホームページの活用 ○見守り連絡員の設置の推進 ○福祉委員の設置の推進と協力
		②社協会費・共同募金を活用した地域福祉活動の支援	○自主財源を活用した地域福祉活動の推進
	(2)地域での組織的な支援をすすめる	①小地域福祉活動の推進	○福祉ネットワーク推進委員会の設置の推進と協力 ○福祉部会の設置の推進と協力 ○個人情報に配慮しながらすすめる地域福祉活動



基本目標	取り組みの内容	取り組みのキーワード	事業・活動
基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり		②移動・外出支援の周知と充実	○公共交通機関や乗り合いタクシー等の情報提供 ○外出支援ボランティアの確保
		③生活困難者支援事業の拡充	○フードバンク事業の充実 ○子ども食堂支援 ○学習支援活動への協力 ○ふくおかライフレスキー事業への参加
	(3)災害時の避難に備える	①災害ボランティアセンター	○災害ボランティアセンター機能の強化
基本目標4 社会参加の意識づくり	(1)人権や福祉の制度、地域福祉について学ぶ	①対象者に合わせた学ぶ機会の提供	○暮らしと福祉の講座の開催 ○地区福祉のつどいの開催 ○福祉教育の推進 ○介護人材の育成
	(2)気軽に参加できる交流の場を広めていく	①交流の場を通した地域課題の把握と人材育成	○ふれあいきいきサロン活動の支援 ○在宅介護者の会活動への協力 ○不登校・引きこもり親（家族）の会活動への協力
	(3)地域の活動や行事へ参加しやすい工夫をする	①福祉的活動への支援	○地域の行事や活動の支援内容の把握 ○ひとり暮らし高齢者のつどい（高齢者の会活動）への協力 ○各種福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力 ○ハ女市合同金婚式の開催 ○多世代交流事業の推進
	(4)ボランティア活動に参加しやすくする	①ボランティア団体支援	○広報啓発活動の充実 ○ボランティアセンターの運営強化 ○ボランティアの育成 ○ボランティア登録の推進と保険の加入促進
		②コーディネート機能の充実	○ボランティアコーディネート機能の強化
		③講座開催	○各種ボランティア講座の開催



第2節 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業及び今後実施を計画している取り組みごとに、その具体的な内容や実施年度を以下に記載します。

【基本目標1】相談しやすい雰囲気づくり

【重点的な取り組み】

- ◆市民に情報をわかりやすく適切に提供すると共に、相談支援体制を強化し、専門機関と連携して適切な支援につなげる仕組みづくりをすすめます。

(1) 支援の情報をわかりやすく伝える

① 広報の充実

■やめ社協だよりの発行（年11回）

福祉の情報紙として「やめ社協だより」を発行し、社協の事業・活動と共に、地域の福祉問題や地域で行われている福祉活動などの情報を広く掲載します。内容の充実を図り、読みやすい紙面づくりに取り組むために、広報編集委員会（社協理事等編集委員）を設置し、多くの市民に読んでもらえるような紙面づくりや、高齢者・しうがいのある人などに配慮した文字や文章などの工夫に努め、必要に応じてページ数を増加します。

■ホームページの活用

ホームページの随時更新を行い、福祉活動や福祉に関する支援の情報についても最新の内容を掲載していきます。わかりやすい福祉情報を提供できるようなページの工夫に努めます。各支所専用ページを充実させ、各支所の情報掲載に努め、地域の特色の発信・提供を行います。

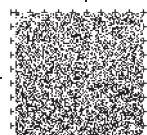
団体・相談機関等とリンクするなど、ホームページを充実して他の関係機関の情報を得やすい環境を整えます。SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用について、検討します。

■パンフレットの活用

社協の事業組織や事業内容等の情報を市民に発信・提供しながら、地域福祉活動への参加を得るために、パンフレットを活用します。

■FM八女や報道機関の活用

FM八女や報道機関を活用した広報活動を行います。



【基本目標 1】 相談しやすい雰囲気づくり

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
やめ社協だよりの発行	広報編集委員会設置				
		年 11 回発行			
ホームページの活用		随時更新			
パンフレットの活用	見直し・修正	パンフレットの活用		見直し・修正	
FMハ女や報道機関の活用	随時				

② 地域の場の活用

■地域の様々な場での情報提供

ふれあいきいきサロンや福祉部会、福祉ネットワーク推進委員会などの小地域福祉活動の場に参加し、地域で行われている福祉活動や福祉の支援についての情報提供を行います。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
地域の様々な場での情報提供		継続実施			

③ 地域人材との連携

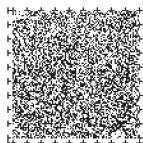
■きめ細かい情報提供

民生委員児童委員及び主任児童委員、福祉委員をはじめ、地域の人々と協力しあえる関係を作り、適切な情報提供に努めます。

■民生委員児童委員連絡協議会との連携

民生委員児童委員活動と社協活動は地域福祉をすすめる、いわば車の両輪であり、社協として民児協活動への協力をを行うと共に、顔の見える関係づくりを図るため、毎月 1 回開催される校区会長会及び校区ごとに開催される定例会に参加し、協力関係を強化します。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
きめ細かい情報提供		継続実施			
民生委員児童委員連絡協議会との連携		継続実施			



(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

① 総合相談、地域への訪問相談

■必要な人が気軽に利用できる雰囲気づくり

市民の身近な相談窓口として、福祉に関する総合相談を設け、心配ごと相談や法律相談、司法書士相談の開催をはじめ、相談に携わる人たちへの研修会を開催しながら、相談事業の充実を図ります。相談日以外には福祉総合相談センターで相談を受け付け、必要な人が気軽に利用できる雰囲気と相談しやすい体制を整えます。

■地域に出向いた相談支援や情報提供

民生委員児童委員、福祉委員など、地域において相談活動に携わる人たちと連携しながら、相談に出向けない人や福祉部会、福祉ネットワーク推進委員会などの地域の集まりに積極的に出向いて、相談支援や情報の提供を行います。あわせて生活支援コーディネーターの活動により、地域に出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
必要な人が気軽に利用できる雰囲気づくり					
地域に出向いた相談支援や情報提供	検討	実施			

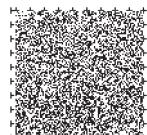
(3) 相談支援の専門性や利便性を向上させる

① 専門性の向上

■相談支援体制の充実

相談活動に携わる職員に対し、相談を受容し丁寧に対応できる研修を行います。専門性の高い相談支援への対応と相談者の利便性の向上のため、市及び地域包括支援センター等の各相談支援機関との間で情報交換や連携を強化します。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
相談支援体制の充実					



【基本目標2】 連携した支援ができる体制づくり

【重点的な取り組み】

- ◆福祉総合相談機能を充実し、福祉・保健・医療など関係機関との連携を図り、複雑かつ多様化した福祉の課題を抱える人や世帯などに、速やかに対応できるよう、横断的な相談支援をすすめます。
- ◆介護保険制度の改正に対応できるよう、ボランティアによる住民参加型福祉サービスをはじめとした地域支援事業の充実を図ります。
- ◆深刻な福祉課題や生活課題ほど潜在化していることから、民生委員児童委員をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉法人等の地域資源との連携を持って、アウトリーチによるニーズ把握に努めます。
- ◆福祉サービスの質の向上に努め、より質の高い福祉サービスの提供を目指し、利用者や家族介護者等への支援に努めます。

(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

① 利用者・家族支援

■在宅福祉サービスの実施に伴う福祉課題の把握や解決

在宅福祉サービス（介護保険法や障害者総合支援法に基づく事業、市委託事業）を実施する中で、法定のサービス提供のみならず、利用者や家族の生活課題や福祉問題の発見に努めます。あわせて、生活支援コーディネーターの活動により、利用者ニーズ等を把握し、必要な制度の充実に向けた検討を行います。

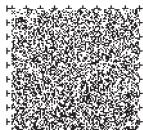
■特別養護老人ホーム運営事業（矢部支所）

介護保険法に基づく介護老人福祉施設である「ゆいのもり」の運営ならびに同施設での短期入所生活介護事業などを実施します。施設の機能を活かし、施設スタッフ（看護師、栄養士、介護福祉士）をサロン等へ派遣し、介護の仕方や栄養指導、介護サービスなどの情報提供を行います。その他、福祉サービス利用者及び住民参加による「ふれあい田んぼ」や「ゆいのもり夏祭り」に取り組みます。

■授産所麻生園運営事業（星野支所）

身体や精神上の理由、または世帯の事情により就業能力が限られている人に対して、就労及び技能の習得のために必要な支援を目的に実施します。授産施設の機能を活かし、生活支援をはじめ、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など、地域で暮らすニーズに対応していきます。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
在宅福祉サービスの実施に伴う 福祉課題の把握や解決			継続実施		



【基本目標2】 連携した支援ができる体制づくり

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
特別養護老人ホーム運営事業 (矢部支所)			継続実施		
授産所麻生園運営事業 (星野支所)			継続実施		

② 地域課題把握と地域支援

■生活支援体制整備事業の実施

個別支援だけでは解決できない地域の課題の解決を図るために、地域で課題となっている買物や移動等の新たな課題や福祉ニーズを整理し、地域の組織と協働しながら地域支援活動を展開します。

八女市から委託を受けて生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センター等、関係する組織団体との協議を深めながら生活支援体制の整備をすすめます。

・買物等生活課題及び地域ニーズの把握

交通の便利さは居住地域によって差がありますが、特に山間部は車なしでは通院、買物等日常生活に困難な状況が生じる地域です。買物の問題として、食品販売店による定期的な巡回販売などを市や社協が共同で誘致できないか、移動販売などの買物支援の検討を行います。

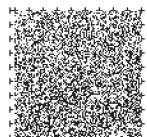
・生活支援ボランティアの育成及び住民参加型在宅福祉サービスの検討

多様な生活支援サービスのニーズに対応するため、家事援助など生活支援ボランティアの養成と登録（個人会員）を推進します。ボランティア活動のみならず、非営利ながら有償のサービスを行う住民参加活動についても検討を行います。

・介護予防サポーターの育成

八女市と連携して、介護予防講演会の開催をはじめ、地域介護予防サポーター養成講座を開催しながら、地域介護予防サポーターの育成に努めます。サポーターの派遣を通して、介護予防活動による健康と福祉のまちづくりの推進を図ります。

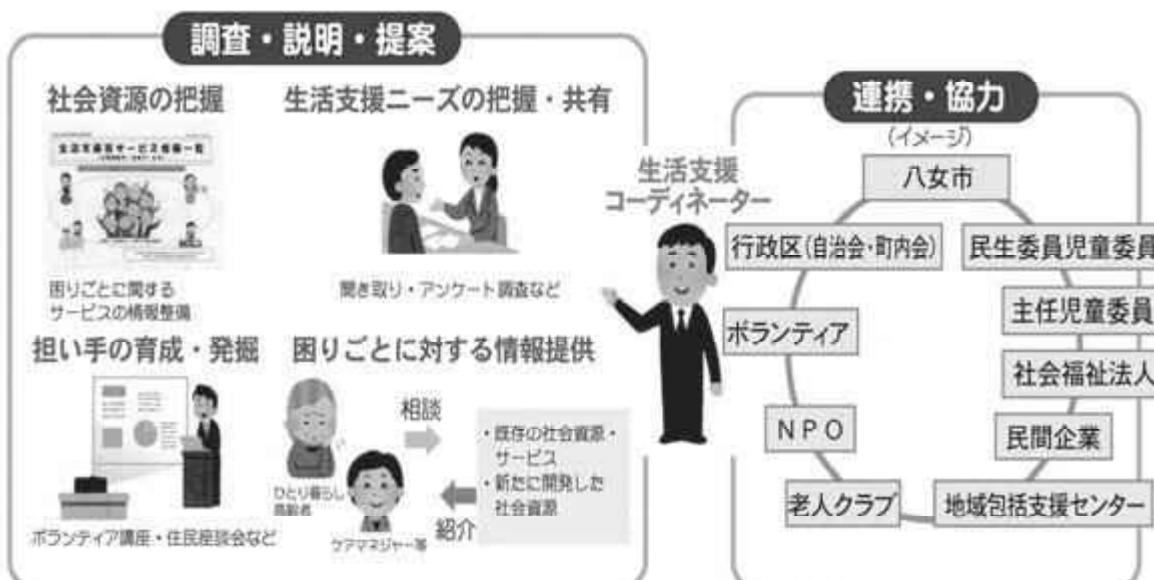
事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
生活支援体制整備事業の実施	生活課題・地域ニーズの把握		継続実施		
	生活支援ボランティアの養成	検討	実施		
	生活支援サービスの実施		準備期間・検討	実施	
	介護予防サポーターの養成		継続実施		



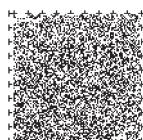
八女市社会福祉協議会がすすめる生活支援体制整備事業



地域の皆さんと一緒に解決方法を考えます



生活支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者などを中心とした生活支援ニーズ（買い物・病院の付添い、話し相手、掃除など）を把握し、そのニーズに対応するため社会資源調査や様々な関係機関・団体と連携して、高齢者などの生活を支える体制づくりを行います。



③ 権利擁護の充実

■日常生活自立支援事業（ハ女あんしんサポート事業）の推進

判断能力が十分でないために、日常生活に困っている人々に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を拡充し、援助を行う生活支援員の養成に努めます。本制度に該当しない身体しうがい者やその他必要とされる人については、独自事業であるハ女あんしんサポート事業の利用を促進します。

■法人後見支援事業の検討

成年後見制度の相談・申立書類の手続きや、必要に応じて法人として成年後見人となり支援する事業について、平成31年度を目途に事業実施の必要性や可能性について調査研究を行います。その上で平成34年度までに事業実施に向けた検討を行います。

■苦情相談窓口の充実

社協が提供するサービスへの苦情に対し、相談窓口を設置し、苦情相談受付担当者と解決責任者を配置すると共に、第三者委員会において公平な立場での苦情解決と調整を行います。

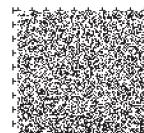
事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
日常生活自立支援事業（ハ女あんしんサポート事業）の推進			継続実施		
法人後見支援事業の検討		調査・研究		検討	
苦情相談窓口の充実		継続実施			

④ 新たなニーズの発掘・支援

■ハ女市社会福祉法人連絡会との連携

社会福祉法人には、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを受けることができない人がいないように、関係者との連携の中で課題を発見し、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応していくことが求められています。ハ女市社会福祉法人連絡会と連携し、制度の狭間にいる人の課題やニーズについて、それぞれの分野の専門性を活かした支援のネットワークにより発掘し、支援します。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
ハ女市社会福祉法人連絡会との連携	検討		実施（新規）		



(2) 連携しながら相談支援をすすめる

① 福祉総合相談と連携

■福祉総合相談センター事業の実施

本所・各支所に福祉総合相談センターを設置し、子どもから高齢者、しうがい者、一人親家庭、生活困難者等の様々な相談対応及び地域包括支援センターなど関係機関との連携を図りながら、相談支援をすすめます。職員の相談対応研修を行い、相談支援の向上に努めます。

■地域包括支援センターとの連携

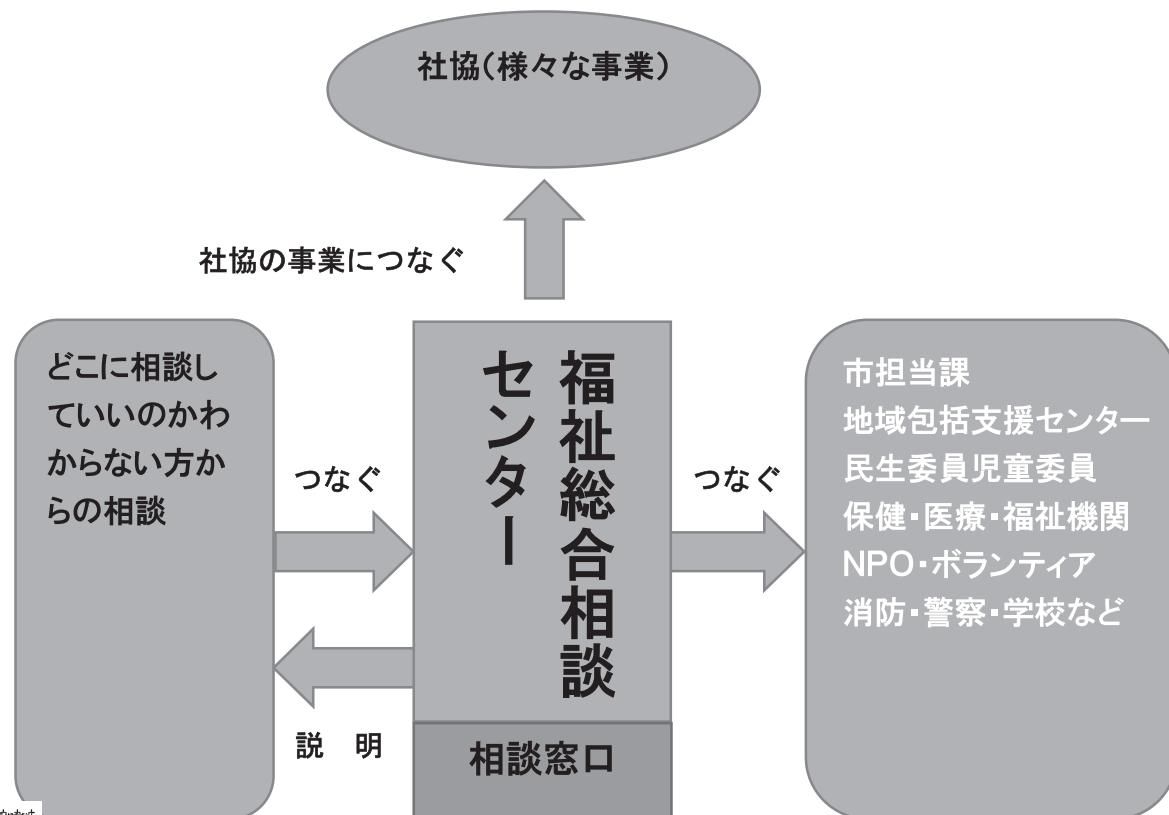
地域包括ケアシステムの視点を共有し、小地域福祉活動と小地域ケア会議や日常生活圏域ケア会議等の地域包括支援センター活動との連携を図ります。

■福祉資金貸付相談の受付

低所得世帯、高齢者及びしうがい者世帯など、必要に応じて、生活困難者への各種資金の貸付を行うと共に、借受世帯の自立更生を促進します。

民生委員児童委員及び福祉事務所と協力し資金貸付の相談に応じ、必要に応じて、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、横断的な相談支援をすすめます。

福祉総合相談センターのイメージ



【基本目標2】 連携した支援ができる体制づくり

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
福祉総合相談センター事業の実施			継続実施		
地域包括支援センターとの連携					継続実施
福祉資金貸付相談の受付		継続実施			

② 分野横断的連携

■家計相談支援事業の実施（生活困窮者自立支援事業）

生活に困窮する人などを支援している福祉事務所や地域の事業所などと協力しながら、横断的な相談支援に応じていく体制づくりをすすめます。

生活困難世帯の自立に向けて、生活困窮者自立支援法による家計相談支援事業を受託し、事業を実施します。実施に当たっては、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、福祉事務所、弁護士等と連携し、各種制度につなげながら支援します。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
家計相談支援事業の実施 (生活困窮者自立支援事業)		継続実施			

（3）連携した支援体制の充実を図る

① 地域を基盤とした福祉的活動の支援体制

■地域公益事業の推進

今日、福祉に求められているニーズは多種多様化しており、公的サービスだけでは不十分なケースや福祉分野のみでは解決できない事案などが発生しています。各種福祉制度の対象とならない人や、制度によるサービスが足りない地域への対応など、公的サービスでは対応できていない部分を補う、住民の支えあいによるサービス創出等の取り組みを推進します。

各法人の専門性や強みを活かして、福岡県社会福祉協議会をはじめ、八女市社会福祉法人連絡会と連携し、ふくおかライフレスキュー事業など、その地域ごとのニーズに応える地域公益事業について検討後、できるところから公益的な活動を推進します。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
地域公益事業の推進	検討	実施（新規）			

